## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 オムツ給付事業実施要綱

(目 的) 第1条 在宅の高齢者及び障害者(児)に身体の清潔さと、快適さを提供することにより、 在宅介護家族の負担の軽減、本人の健康保持及び増進を図ることを目的とする。

(実施主体) 第2条 この事業は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施 する。

(対象者) 第3条 この事業の対象者は、昭和村に住所を有し常時オムツを使用している在宅の概ね6 5歳以上の高齢者及び障害者(児)とする。ただし、同条に規定するほか会長が特に必要 と認めた者を対象とすることができる。

- 第4条 前条に規定する対象者は、民生児童委員及び関係者を通じて、本会に申請するものとする。 2 前項の申請を受けた本会は給付の適否を判断し給付を行うものとする。

- (給付内容) 第5条 年2回とし、6月、12月に予算の範囲内で支給する。ただし、状況により会長が 必要と認める場合はこの限りではない。
  - 附 則 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。